

社労士



ふくしま



提供：小針 俊郎 会員（白河支部）

- 新年のご挨拶
- 令和2年度 臨時総会
- 白河支部の設立から解散までの道のり



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長挨拶.....	3	情報・一番	
新年のご挨拶.....	5	・社労士会セミナー	16
令和2年度臨時総会.....	8	・白河支部の設立から解散までの道のり	18
研修会.....	10	新入会員紹介.....	26
ワークルールセミナーを実施して.....	13	支部だより.....	28
発達支援等セミナーを実施して.....	14	会員異動状況.....	31
リレー随想.....	15	編集後記.....	33

表紙説明

「雪と桜の小峰城」

奥州関門の名城と謳われた小峰城は、結城親朝が興国・正平年間に小峰ヶ岡に城を構えたことにはじまり、寛永9年に丹羽長重が4年の歳月を費やして完成させた梯郭式の平山城です。平成3年に三重櫓、平成6年に前御門が木造で忠実に復元され、その美しい姿は白河市のシンボルとして多くの人々に親しまれています。雪化粧した小峰城と桜が融合した景色は幻想的で風情にあふれ、見る者を楽しませてくれます。





会 長 挨拶

福島県社会保険労務士会

会 長 荒 戸 宏 行

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、令和3年の新年はどのようにお過ごしになられたでしょうか。

昨年を振り返りますと1月末から日本においてはじめてコロナ感染者が見つかってから瞬間に感染が拡大し、4月7日には緊急事態宣言が全国に出され我々が普段当たり前に暮らしている日常生活が一変しました。それは企業の労務管理にもおよびテレワークをはじめとして働く場所や働く方法など様々なステージで従来のやり方を変えざるを得ませんでした。また観光業や飲食業をはじめとしさまざまな産業に雇用の停滞・喪失を生みました。

そのような中社労士会では、令和2年3月3日に福島県との災害協定に基づきホットラインを開設いたしました。その後県内の自治体からの要請に応え雇調金を中心とした相談会を開設し、加えていわき市と社労士会事務局内に相談会を設け対応にあたりました。10月になり相談件数はいったん落ち着きましたが、12月から再び県内においてコロナ感染拡大により県とのホットラインを本年2月末まで延長いたしました。

今後ワクチン接種などでどのような収束をたどるかは不明ですが、いずれにせよ令和3年は新しい生活経済活動の元年の年になるであろうと思われます。

さて、昨年の会の執行状況については、月間情報の会長メッセージの中で随時報告させていただいている通りではありますが、改めてこの紙面をお借りして報告させていただきます。

まず資質向上に関する事業の研修事業についてです。今年度は、地協における研修会はすべ

て中止となりましたが、本会の研修は、集合研修は取りやめZoomを活用したオンライン研修と動画配信併用のスタイルで開催させていただきました。(相談所主催の研修会は除く)初めての試みであったため不具合などが起きないか不安の中での開催でしたが、アンケートなどを拝見するとおおむね満足との評価であったようで少しは安堵しているところです。まだまだ改善の余地はあるかと思いますが、ご意見などを頂戴出来たら幸いです。倫理研修においては、連合会においてeラーニングを活用した研修となりましたので、該当の会員の皆様は令和3年2月1日から3月31日までの間で受講いただければと思います。

次に社労士制度推進に関する事業です。今年度も福島労働局より働き方改革推進支援事業を受託し、「福島働き方改革推進支援センター」として活動しております。その他の推進事業も昨年度同様に活動しておりますが、これから働き方改革労務監査委員会及びデジタル化推進委員会主催の研修会を予定しております。

社会貢献に関する事業についてですが、こちらもワークルールセミナー、障がい者等への支援セミナーを昨年よりは少し開催数が減りましたが、アンケートを見ると高い評価をいただいております。がん治療者等に係る就労支援も完全予約のなか、コロナ禍のために休まざる得なかった月もありましたが、安定的に支援にあたっております。さらに県内企業に向けた働き方改革セミナーですが、コロナ禍の中で感染予防に配慮し、会場を二つ準備しさらにZoom配信を併用しながら開催することができ、参加者は昨年より若干減少しましたが、予定通り「社

「労士の日」にちなんで開催できました。連合会発行1月号「クローズアップ都道府県会」の中で紹介されますのでご覧いただければと思います。東日本大震災および東京電力第一原発の事故から今年3月で丸10年となります。支援事業の継続を続けながら復興講演会は一つの区切りといたします。昨年開催の予定でしたが、コロナ禍により延期をいたしました。何とか本年4月前後には開催したいと思います。

広報事業については、昨年5月1日にラジオ福島さんと災害協定を締結いたしました。協定に基づきたくさんの情報をラジオから流していただきました。また報道各社へコロナ禍における社労士会の支援活動の投げ込みを複数回行い、情報記事として掲載いただきました。また働き方改革についてはシリーズで「福島働き方改革推進支援センター」と隔月で福島民報社さんへ囲み記事を掲載させていただいております。また、コロナ禍について社労士会の取り組みを福島民友新聞社さんからのインタビューに応えた形で掲載させていただきました。さらに10月の社労士制度推進月間に合わせ10月31日に両紙に社労士会の活動を掲載いたしました。

さらに令和3年1月には福島民報社さんの「ふくしまトップインタビュー」として社労士会の県内中小企業に対しての活動を紹介いたします。

加えて会のホームページの安全に対する脆弱性を補うべく一新することを総会で承認いただきましたが、ようやく令和3年3月より一新し、セキュリティーと利便性を高め開設できる予定です。

最後になりますが、関係士業との情報交換会です。今年度は社労士会が担当会でしたが、感染予防を図り、懇親会を中止としその分情報交換会の時間を延長し、10月30日に開催することができました。内容等については月間情報11月号に掲載いたしましたのでご覧いただいたと思います。

福島労働局との新生ふくしま『人を大切に

する企業づくり』・「魅力ある職場づくり」推進連携協定』に基づく業務検討会も11月27日に開催いたしました。内容については、月間情報12月号をご覧いただければ幸いです。

残り2か月、業務委員会主催の研修会、デジタル化推進委員会主催の研修会、総合相談所主催の研修会もすべて日程、講師が決まりました。Zoomと動画配信（相談所主催の研修会は除く）を併用した研修となりますが、多くの会員の皆様方の参加を期待しております。

今年度も残り3カ月ですが、冒頭にも述べたようにコロナ禍により想定外のことも考えておかなければなりません。慌てることなく今、社労士会として何をすべきかしっかりと足元を見て決して立ち止まることなくそして油断することなく歩み続けなければならないと思っております。

今年は、Zoomを活用としての事業を余儀なくされておりますが、改善すべき点はまだまだあると思っております。例えば、理事会をはじめとした各委員会もすべてZoomを活用した会議を行いました。やはり伝わり方といいますか空気感に少しずれがあるように感じています。政府の示す感染対策を万全に図りながらZoomを活用してもよい会議とどうしても対面で会議が必要な場面と切り分ける必要があるかもしれません。

結びになりますが、新たな社労士の未来に向けて社労士としてやるべきことに使命感をもって中小企業のために立ち向かい、「人を大切にする企業づくり」「人を大切にする社会づくり」の実現をメッセージとして年頭の会長挨拶といたします。会員の皆様どうぞくれぐれもご自愛いただき業務にあたられることを心より祈念申し上げます。

（原稿は令和3年1月5日現在のものです。掲載日において内容と相違があるかもしれません。ご了承いただけたら幸いです。）



新年あいさつ

福島労働局

局長 岩瀬 信也

新年を迎え、皆さまの御健勝と御繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会、並びに会員の皆さまには、日頃から労働行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年から、福島県内においても新型コロナウイルス感染症の拡大が経済や雇用情勢に大きく影響を与えています。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年の節目を迎える中、ようやく復興・再生が進んできたところでしたが、新たに大きな困難に直面いたしました。こうした厳しい状況下において、労働・社会保険の専門家として福島県の復興・再生を担っておられる皆さまの御尽力に、心からの敬意を表します。

福島労働局では、県内各労働基準監督署・ハローワーク・労働局に新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設け、事業主及び労働者の方々からの相談にきめ細やかに対応しつつ、休業を余儀なくされた事業主の方々には、雇用の維持を図っていただくため雇用調整助成金を御案内するとともに、その早期支給に労働局全体で取り組んでおります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆さまにも、雇用調整助成金の申請に係る手続きにおいて、中小・零細小規模事業者の相談支援に御協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

こうした中にあっても、福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の確保、定着の観点から働き方改革を通じた魅力ある職場づくりが重要であり、現在、福島労働局においては最重点課題として取り組んでいます。

働き方改革に関連する改正法の施行は段階的に行われており、昨年4月から、改正労働基準法の時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるとともに、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の義務付け等を内容とするパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行され、長時間労働の是正や不合理な待遇差の改善が必要となりました。また、6月には、事業主にパワーハラスメントの防止措置を講じることを規定した改正労働施策総合推進法が施行されており、ハラスメントのない職場の形成が求められています。

県内の事業主・労働者の皆さまには、各改正法の趣旨を御理解いただき、労使一体となって魅力ある職場づくりのための職場環境の整備に確実に取り組んでいただきたいと考えております。そのための支援といたしまして、福島県社会保険労務士会に受諾いただいている福島働き方改革推進支援センターを活用し中小企業事業主様の御相談への対応や県内各地域でのセミナーの開催、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による企業への個別訪問や説明会を実施しております。今後も、福島働き方改革推進支援センターと連携を図りながら魅力ある職場づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

当局のもう一つの最重点施策は、東日本大震災からの復興支援です。福島の復興・再生に向け、多くの方々々が福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業、除染作業、汚染土壌等の搬入・搬出の作業及び中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分のための作業等に従事されています。これらの作業に従事される労働者の方々々が安心して働くことができるよう、安全や健康及び労働条件の確保・改善対策も引き続き実施してまいります。

また、復興関連事業に限らず、県内すべての事業場において、労働災害防止対策の徹底を図っていただきたいと考えています。特に昨年は、一昨年と比較し、労働災害による死亡者数が増加しており、強い危機感を抱いております。こうした危機意識の下、労働災害ゼロを目指して、今年4年目となる第13次労働災害防止計画に基づき、墜落・転落災害や転倒災害等の防止に向けた各種対策を実施してまいりますので、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

本年も当局は、県民の皆さまの行政ニーズをしっかり把握し、新型コロナウイルス感染症という誰もが経験したことのない災禍の中においても、福島の復興・再生を雇用・労働の面から支えながら後押しすべく、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の各分野を有機的に連携させ、全力で効果的な対策を推進してまいります。皆さまには、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和3年が皆さまにとって幸多き明るい笑顔の一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本年金機構 東北福島年金事務所

所 長 高 木 末 子

令和3年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

日頃より、福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日本年金機構の事業運営に、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、年金相談センター、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務委託による年金相談対応につきましても、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

日本年金機構は、より一層、お客様の立場に立った親切丁寧な相談対応を心掛け、安心して来所頂き、満足してお帰り頂ける相談窓口となるよう努めて参りますので、本年も引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、生活様式の変換や様々な自粛等を余儀なくされた厳しい年でありました。

当機構においては、年度当初の緊急事態宣言によるシフト体制勤務の中、被保険者や事業所様にご迷惑をおかけしないよう速やかな届書処理に取組みました。

また、来所や訪問制限に対応し、郵送届出勧奨や郵送調査など、事業所様や社会保険労務士様のご理解、ご協力のもと実施することが出来ました。

本年は、引き続き感染拡大防止対策を図りながら、安心安全な業務運営を行うとともに、感染症の影響を受けられた被保険者様、事業所様の特例申請等についても、親身にご相談に応じ対応して参ります。

また、昨年より電子申請の周知広報に取り組んで参りましたが、新型コロナウイルス感染症拡

大防止対応を契機に、電子申請の活用は益々必要性を増しております。既に、福島県社会保険労務士様及び会員の皆様には、電子申請利用促進に向けご協力を頂いておりますが、いつでも申請が可能、移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減、出先からの申請が可能、保険証交付の期間短縮等のメリットもありますので、更なる電子申請利用開始に向けたご協力をお願い申し上げます。

制度改正への対応としましては、年金給付面で、2022年4月施行の在職年金定時改定の導入、60歳台前半の在職老齢年金の制度見直し、繰下げ受給の年齢上限の引上げ等、適用面では、短時間労働者の適用拡大が図られ、100人超規模の事業所が2022年10月から、50人超規模の事業所が2024年10月から強制適用となります。

これら制度改正に関し、年金受給権者や被保険者、事業所の皆様に周知していくことが非常に重要です。

地域年金展開事業によるセミナーや説明会の実施を自粛している状況ですが、文書やホームページ等、あらゆる機会を通じ周知広報して参ります。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、当機構の事業運営に対するより一層のご理解と、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会様の今後益々のご発展と会員の皆様のご健勝を、そして、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 遠藤 隆 男

新年あけましておめでとうございます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆さまには、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽは本年で設立13年目を迎えました。が、加入者の皆さまの健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆さまの利益の実現を図ることを基本使命とし、病気の予防、健康の維持・増進に向けた各種事業に取り組んでおります。

令和2年9月末時点の福島支部加入事業所は約3万6千、加入者は約67万人を数え、県内最大の保険者となっております。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済活動が停滞し、当支部における各種健診・保健指導等の事業も大きな影響を受けたことに加え、窓口の一時閉鎖等もあり、会員の皆さまには何かとご不便をおかけいたしました。本年は新型コロナウイルスの感染が一日も早く終息し、協会の各種事業が円滑に進むことを願いたいと思います。

さて、今年度からは将来の健康度向上への取り組みを評価するインセンティブ制度の実績に基づく保険料率への反映が始まりました。福島支部は平成30年度の実績が全国47支部中第10位となったことにより、令和2年度の保険料率が0.012%の引き下げにつながりました。さらに令和元年度の実績も全国第10位となりましたので、令和3年度の保険料率についても引き下げ

となる見込みです。

また、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に向け積極的に取り組む「健康経営」の考え方にに基づき、平成27年度からスタートした「健康事業所宣言」のエントリー事業所数は、令和2年12月末現在で1,698社となり、毎年着実に増加しております。さらに、福島県と共催で実施している「ふくしま健康経営優良事業所」認定制度においては、今年度は昨年度の98社を大きく上回る162社が認定を受ける結果となり、健康づくりへの関心は年々高まっております。

令和3年度は、協会けんぽの中期経営計画である「保険者機能強化アクションプラン（第5期）」がスタートいたします。保険証回収率や被扶養書調書の提出率、申請書の郵送化率など重要業績評価指標（KPI）に掲げた諸目標の確実な達成を目指すことに加え、貴会との協定に基づく健康経営、働き方改革、定期健診の推進についても積極的に取り組んでまいります。

これらの弊協会事業の推進に関しましては、事業主・加入者の皆さまの良き相談役であり、社会保険実務の専門家である皆様のお力添えが何より大事と考えておりますので、引き続きご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の福島県社会保険労務士会様の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度 臨時総会

令和2年12月17日「ビッグパレットふくしま」において令和2年度臨時総会を開催した。田中竜夫理事の司会により菅沼恒博副会長が開会を宣し、宍戸宏行会長が挨拶をした。

議長団選任に入り、議長に久井貴弘会員（郡山支部）、副議長に佐藤洋一会員（会津支部）が選任された。議事録署名人には、佐藤むつ子会員（白河支部）、熊谷輝明会員（郡山支部）を選任、書記には赤坂利彦会員（郡山支部）、石塚功嗣会員（郡山支部）を指名した。

資格審査発表では、議事運営及び資格審査委員長の御代田裕介会員（郡山支部）から会員総数339名、出席者31名、委任状185名、合計216名で会則に定める定数に達しているため臨時総会が成立したことを報告した。また、臨時総会の終了時間、動議の提出がなかったことを報告し、議事進行への協力を求めた。

議事に入り、中目敏雄副会長（総務担当副会長）から第1号議案、第2号議案の会則及び役員等選出基準細則の一部改正案について、来年4月1日付けで郡山支部と白河支部の統合により役員数が減少すること、会の事業の円滑な運営のため会長推薦の理事候補者枠を2名以内設けることを提案説明した。

質問・意見がなかったため採決に移り、会則の改正であるので挙手による採決とした。

反 対	出席者0名	委任状0名
賛 成	出席者34名（受任分3名を含む）	
	委任状182名	合計216名

会則第66条第2項で会則の改正は出席者の3分の2以上により改正できることが定められており、上記のとおりその定数に達したので、第1号議案の会則一部改正案は可決承認された。

続いて、第2号議案の採決についても、会則に定める役員の選出に関する事項で福島労働局の認可事項となることから挙手採決とし以下のとおり可決承認された。

反 対	出席者0名	委任状0名
賛 成	出席者34名（受任分3名を含む）	
	委任状182名	合計216名

報告事項として草野智正常任理事（総務委員長）より支部細則の改正について、郡山支部と白河支部の統合による改正とあわせて、支部事務局の所在地を各支部の区域内と改正したことが報告された。

最後に大原百合副会長（郡山支部長）は、長年の懸案事項であった郡山支部と白河支部との合併について承認されたことへの感謝の意と閉会の辞を述べた。

臨時総会后、意見交換を行い、鈴木健夫顧問からは、「働き方改革」における社労士の果たす役割が更に重要になっており、より一層の広報と会員への研修が重要であることが文書にて提言された。また、金子昌明顧問よりは、今回の臨時総会で会長推薦枠が新たに設けられ、これからの県会運営に新たな発展が期待されること、コロナ禍の中で社労士ができることを取組んでいくことが重要であり感染防止に万全を期して業務の遂行に努めてほしいと意見が述べられた。



臨時総会の風景（1人1台の機の配置とし、全員マスク着用等距離を取って開催した。）

令和2年度 臨時総会



臨時総会会長挨拶

会 長 宍 戸 宏 行

会員の皆様、こんにちは。

本日は年末の大変お忙しい中、またコロナ禍感染拡大の報道の最中、臨時総会にお集まりいただきありがとうございます。

福島県内は、コロナ禍の感染拡大で、さらに福島市においては緊急警報が出されているということで、大変緊迫した中で業務をされていると存じます。

少し本会の会務について触れたいと思います。研修会についてですが、11月の相談所主催の年金研修、また今月12月に入り業務委員会の研修と続きましたが、オンラインと動画配信を併用しながら無事開催することができました。研修後のアンケートにおいてもおおむね満足頂いたとの回答を得ております。

また12月4日には中小企業向けの社労士会セミナーを開催いたしました。Zoomを併用しての開催でしたが、60名近い企業の皆様の参加を得ることができました。この事業は毎年開催していく予定です。

残す研修会は、2月に第3回の業務委員会主催の研修とデジタル化推進委員会主催の研修会を、3月には今年度最後の研修となりますが、相談所主催の労働研修を予定しております。近くなりましたらご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。

また今年も1月に令和2年度社労士試験

合格者対象のオリエンテーションを業務委員会中心に開催いたします。

今年できなかった倫理研修ですが、令和3年2月から3月まで連合会でe-ラーニングを活用しての受講となります。対象の会員先生には必ず受講していただくようよろしくお願いいたします。

コロナ禍でできなくなったことも多いですが、その中でも決して歩みを止めることなく進んでいきたいと思います。

さて、本日は来年度白河支部と郡山支部との合併に伴い、理事の定数等について会則変更を伴う重要な議題の提出となります。事前に議案の提出理由をお送りいただきましたが、忌憚のない意見をいただき将来の県会の在り方についてご議論いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、緊迫した年末年始となりますが、どうぞ会員の皆様くれぐれもご自愛いただき、会長挨拶とさせていただきます。



宍戸会長挨拶



動画配信・ライブ配信による 第1回研修会〔9月24日実施〕に参加して

竹 井 亜矢子（会津支部）

9月1日付で福島県に所属替えをしました会津支部の竹井亜矢子と申します。コロナウイルス感染の収束が見えない中、先輩会員の皆様にお目にかかってのご挨拶もできない状況下ではありましたが、初めての研修に参加させていただきました。

9月24日は生憎業務日でZoomによるライブ配信に参加できませんでしたので、後日10月にはいつから第2講座の動画を視聴させていただきました。

研修の感想としては、まず直接足を運んだ形での参加ができなくても研修内容を学ぶことができること、動画やZoomといった新しい視聴や参加の方法で研修を受けることができる環境が整ったことで、業務の繁忙に合わせた研究の受講が容易になると感じました。

特に動画の場合は、視聴の時間に比較的幅があることから業務との折り合いを一層容易につけることができると実感しました。

また今回は参加できませんでした。Zoomの場合は講師からの一方的な講義にとどまらず、質問したり、テーマによっては意見交換などもできるメリットがあり、広い福島県における研修の在り方の選択肢が広がったとの印象を受けました。

テーマの「新型コロナウイルスに関する書式・就業規則・人員削減等の実務対応について」につきましては、コロナ禍の下にあっても社労士としての実務対応はまずは基本に忠実である

こと、その上でコロナ禍での就労の特殊性である移動しない、一同に会さない（密にならない）との要素を加味した応用力をつける必要があることが理解できました。

特に、働き方改革の柱の一つであるテレワークにつきましても、コロナ禍を逆手にとった導入促進が図られている現状に鑑み、テレワークにおける通勤手当、在宅勤務手当等の考え方、事業場外みなし労働時間制を適用する際の考え方の説明が大変参考になりました。

講師の先生が、ご自身自らが実践された事業所の実情に合わせて行った手当の創設や手当に合わせた就業規則の記載上の留意点を解説してくださったり、事業場外みなし労働時間の把握の仕方・問題点とそれらを念頭に置いた実務対応の選択肢を説明してくださったことで、自身に対応する際の選択肢が増え、有意義な機会をいただくこととなりました。

テレワークにつきましても、モチベーションの保持やメンタル不全の防止策、評価のための実績の把握と納得感ある評価の仕方などが今後の問題として予測されます。これらの点につきましても研修のテーマの一つとして検討いただけますと働き方改革の神髄にさらに迫ることができ、社労士としての存在感もアピールできるのではないかと感じました。

貴重な情報をいただきまして厚く御礼申し上げます。



講師：弁護士 向井 蘭氏



総合相談所第1回研修会を受講して

北 目 純 子 (福島支部)

「病気と仕事の両立」を相談された時の対応の仕方と題して一令和2年11月10日、コラッセふくしまにて障害年金のエキスパートであられるYORISOU社会保険労務士法人の松山純子先生の研修が行われました。

コロナ禍の中での研修2回目でした。第1回の業務研修会ではZOOMによるライブ配信の研修を受けたのですが、慣れないせいか集中できず、今回はコラッセにも会場を設けてあるとの事で、会場で受講いたしました。席も間隔を空けて下さり、会場には13名、ZOOM視聴26名、計39名の熱心な会員の参加がありました。

まず育児休業の取得についての話で、取りやすくなって、これは社会保険料の双方の負担が免除になったことが大きく、また育休の場合は復帰の期間も前もってわかるので、傷病の休業とは大きく異なると思います。病気やケガの休業の場合、事業主からの相談は解雇と同じ位に多くあると思います。社会保険料の負担が双方あり、就業規則に休職期間は何ヶ月と決めてあるのか、復職後の業務についてはどうするか、中小企業では何ヶ月も特にメンタルの場合は傷病手当を取得中の人を長く休業させておける余裕がないというのが本音ではないでしょうか。復帰後にまたすぐ休職となったら就業規則にどのように決めてあったかどうか心配になるところです。

職場復帰までの流れを説明され主治医の意見をもとに「職場復帰プラン」を作成し、リハビリ出勤から軽減業務へ、そして通常業務に移る過程を示

されました。なかなかここまでやれるのは中小企業では困難ではないかと思いましたが、松山先生は病気の方々と働くことは「組織の強み」となる、事業主の協力なしにはできないが、働きやすい環境を整備し、当事者との対話を持ち、本人の意志の確認をして両立支援を相談された時の対応について話を進められました。

「人と会社が幸せになる仕事の作り方」

緊急性は低いが重要度が高い業務か、負荷がかかる仕事かどうかを全員で洗い出していき、勿論、事業主の理解が一番重要ですが、人と業務がマッチしたら働き続けることが出来れば病気の人の、障害のある人と一緒に働く事が出来る職場は確かに他の従業員にとっても組織の強みとなるのではないのでしょうか。

障がい者の法定雇用率が令和3年3月1日からまた引き上げになるようです。利益を追求する競争社会では、ましてコロナ解雇が相次いでいる昨今、会社が自ら障がい者の雇用を継続するにはと相談してくるのは稀有な例かもしれませんが、3つの社会資源とつながるとして、医療系リワーク、就労系リワーク、福祉系リワークの紹介をされました。また「なかぼつ」定着就労支援施設、「ジョブコーチ」障がい者職業センターの説明があり、それらを活用して障がい者の雇用の安定を図る事が重要です。ところで「なかぼつ」とは何ぞや？何度も先生の研修の中でこの言葉が出てきましたので、ネットで調べたところ、由来が出てましたので、関心のある方は調べてみて下さい。

この他にも特発金をはじめ様々な障がい者の支援機関があるので、相談を受けるときは最新の就労支援の福祉サービスの情報を周知しておくことが必要であると思いました。



会場で挨拶する戸倉会長



第2回研修会を受講して

石 塚 忠 晴 (郡山支部)

今回、オンラインでの研修を初めて体験しました。朝10時20分から夕方4時までコンピュータの前に座るのは、正直言って疲れ果ててしまいました。途中で休憩がありましたが、講義に全集中できたのはせいぜい半日といったところが、私の現状でありました。

さて、講義の内容について感想を述べます。第1講座は、ヒューマンテック経営研究所の島麻衣子氏による「複数事業労働者への労災保険給付の実務」でした。企業のデジタル化と働き方改革の進展により、複数事業労働者が増えつつあります。つまり、兼業・副業労働者の増加です。こうした労働者の労災保険給付について、基本的な考え方と給付の実務を、わかりやすく説明していただきました。テキストも、わかりやすくできておりました。「副業を認めない」働き方から、「副業・兼業をすすめる」働き方への大改革であります。「副業・兼業労働者を守る制度がある」ということを、世間に知らせることも社労士の仕事ではないかと思いました。

必須講座は、福島県社会保険労務士会副会長中目敏雄氏の「職業倫理について」でした。エリを正して真面目に仕事をすべきと、心あらたにしました。

第2講座は、ドリームサポート社会保険労務士法人の安中繁氏による「アフターコロナにお

ける労務管理」でした。内容は、「テレワーク」「BCPによる労務管理の改善」「ハラスメントの予防」「マンスリーレポート」についてと、盛りだくさんの内容でした。カラフルでわかりやすく、飽きの来ない内容のテキストを見ながらの講義でした。アフターコロナというよりは、コロナ禍によってクローズアップされてきた労働現場の課題といえるものでした。テレワークにおける労務管理は、すぐに役立つ内容でした。経済的変動、震災やコロナ禍などの災害にあっても事業を継続するプラン、つまりBCPによる労務管理も大変参考になりました。どのような時でも事業を継続発展させるのが真の経営者であり、そうした経営者に寄り添うのが、私たち社労士の存在であるとの思いを強くしました。「ハラスメントの予防」「マンスリーレポート」についても、大変参考になりました。

研修会全般についての感想を述べます。労働市場の流動化がますます顕著になってきているのが、私たち社労士をとりまいている現状と言えます。今回の企画は、コロナ禍によって浮き彫りになってきた課題を見据えての、タイムリーな研修会でした。講師の先生方に賛辞を贈るとともに、お礼を申し上げます。さらに、研修会の企画運営に当たった県役員の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。



ライブ風景：県会事務局、宍戸会長、島 麻衣子氏（講師）



第2講座講師：安中 繁氏



ワークルールセミナーを実施して

板 橋 奎一郎 (会津支部)

令和2年度は新型コロナウイルス禍の中、各高校において多くの行事が中止または延期になる状況でしたが、11月19日西会津高校と12月3日川口高校において感染防止対策を十分にとった上、令和2年度ワークルールセミナーを実施しました。

学校側との事前打ち合わせで要望等をお聞きしたところ、なるべくわかりやすい言葉で社会保障制度について説明をしてほしいというリクエストをいただきました。私はJA職員として長年勤務してきたので、組合員に対する説明会等は何度か経験してきましたが、私の息子より年下の生徒さんたちに、どのように説明したら理解してもらえるか大変悩みました。社労士会から提供されたパワーポイントや連合会で作成した冊子は大変内容が充実していたので、そのままでも十分理解してもらえんと思いましたが、更に理解を深めてもらうため、パワーポイントのメモ欄に実際の話し言葉で入力し、専門用語がないか・難しい言葉はないかなどをチェックしながらセミナーに向け準備をしました。

西会津高校は、年金事務所との合同開催で実施しました。最初に年金事務所の方が年金教室を実施し、その後ワークルールセミナーを行いました。生徒さんたちに最初に聞いたことは「社会保険労務士を知っている人」。結果は0人。予想はしていましたが、まだまだ社労士の認知度は低いなと実感しました。ワークルールセミナーが社労士の認知度アップにつながればと思いました。前半の年金教室は、生徒さんたちとも年齢の近いお姉さんが説明をしたので、和気

あいあいと進行しているようでした。後半も楽しくできればと思い様々な小細工を試みましたが、生徒さんたちのツボにはまらず、滑りまくりました。笑いは取れませんでした。ここは大事なところなので“全集中”(これだけは、はまりました)で聞いてほしいというと、全員が真剣な眼差しで本気で話を聞いてくれたことに感動しました。

川口高校は社労士会単独での実施だったので、年金制度も含め約50分お話をさせていただきました。

両校とも進学が約半数を占めているということでしたが、ワークルールセミナーは社会人になる人のためだけではなく、先生や家族に守られた高校生活から卒業するすべての人に知ってもらいたいことがあることを強調し、特に国民年金の学生納付特例制度は、知っているのと知らないのでは将来大変なことになってしまうことを強くお知らせしました。

私がセミナーで伝えたかったことは「将来社会に出たとき、困った事や苦しい事つらい事があった時は、助けてくれる人(行政・社労士会等)、助けてくれる制度(社会保障制度)があるので一人で悩まないで」でしたが、うまく伝わったか不安でした。しかし最後に生徒さんからのお礼の挨拶の中でそのことが伝わっていると感じ安心しました。

最後に、将来有望な高校生の前で話をさせていただくという大変貴重な機会を与えて頂いたことに感謝いたします。

発達支援等セミナーを実施して

杉 原 正 雄 (福島支部)

令和2年11月21日(土)発達支援等セミナーのスピーカーをやらせていただきました。社会保険労務士会よりこのような貴重な機会をいただいたことに感謝しつつ、セミナーについて報告させていただきます。

対象者は特定非営利活動法人の福社会で、日頃現場で利用者の支援に携わっている福祉職職員20名でした。

セミナーの希望内容は、「障害年金の基礎知識及び手続き、応用知識などについて」でした。年金についてのお話しをするとき、難しい年金制度、難しい年金の言葉、難しい年金のしくみについて少しでも理解していただけるよう解りやすく話すことが基本であると考え、資料等の準備をいたしました。今回は希望内容に応じ、1) 公的年金の種類 2) 障害年金の種類と名称 3) 障害等級と等級の目安 4) 保険料納付要件 5) 3つの請求事由 6) 年金額 7) 請求時提出種類 8) 請求書類の提出先等について2時間の中で具体的かつ明瞭にお話しさせていただきました。

参加者の職員の方々は真剣そのもので、利用者の生活基盤となる障害年金についてより知りたい学びたいという姿勢を熱く感じる事ができました。

講演後、参加して良かった、大変参考になったとお言葉をいただき、日々奮闘されている

職員の皆様のお役に立てたことを嬉しく思っています。職員の方のみならず利用者とその家族にとっても法改正が度々ある中で難しい障害年金の手続きは大きな心労につながると思います。わたしたち社会保険労務士を活用していただくことで、利用者の方が煩雑な手続きから解放され安心して自分らしく生活ができるよう願うばかりです。そしてその一助を果たすためにも私自身、社会保険労務士として日々精進していくことが求められていると身が引き締まる思いでおります。

障害年金があることすら知らない人がいる現状を考えた時、このようなセミナーも積極的に企画し障害年金についてより多くの方に知っていただくことが社会保険労務士としての責務であると考えています。

最後になりますが、このような機会を与えてくださったことに改めて心から感謝申し上げ、報告とさせていただきます。



杉原正雄会員



「コロナ禍の新しいスタイル」

飯 高 昌 男 (いわき支部)

新型コロナウイルス感染症の国内感染確認から約1年が経ちました。現時点において、首都圏など一部地域において緊急事態宣言にあり、依然として新型コロナウイルスの収束の見通しの目途も絶たず、感染者数が増加していることは周知の事実です。一方で、いよいよ国内でもワクチン接種も始まる報道もあり、効果に期待したいところです。

この新型コロナウイルスの影響が長期化し、働き方や日常生活において新しい生活スタイルを取り入れざるを得なくなりました。とは言っても、(幸いにも?) 首都圏のような満員電車で移動することもない田舎ですし、事務職員総勢10人に満たない零細事務所です。

まずは日常生活において、感染症防止対策として、できるだけ人との接触を減らすことに努め、週末の旅行などの外出や夜間の会食、スポーツジムのトレーニング、付き合いのゴルフ(笑)など止めました。そのようなものだと、慣れてしまえばなんてことはないです。(慣れてしまった最近では、外出する用事が面倒。)

仕事においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、皆さまと同様に当事務所でも、関与先事業所からのコロナウイルス感染症に関連する様々な相談や手続き業務等が大幅に増加しました。当然にコロナ禍において感染症防止の対策を講じつつ、事業所には協力を得て、可能な限り、訪問等を控えるため非対面方法(電話やFAX、電子メール、郵送、Zoom、Chatwork等)による相談業務中心の対応をお願いしてい

ます。このコロナ禍をきっかけとして社労士業務は大きく変化(デジタル化)するものと思います。

労務関係書類についてはすでにデジタル化が可能ですし、手続き業務は電子申請で書面・押印は不要となっており、届出様式にいたっては押印省略と変わりました。マイナンバーで一元管理できるとなれば、手続き書類もさらに簡略化できますし、ともなれば、社労士でなくとも事業所において通常の手続きが可能となります。当事務所も相談業務を中心に変えていかなければならないかと考えております。

また、以前から東日本大震災や記憶に新しい一昨年(2019年)の東日本台風(台風19号)による豪雨を身近に経験し、豪雨災害後に事務所経営のためのBCP(事業継続)対策を検討しておりましたが、自然災害ばかりでなく、今回の非常事態の感染症による対応策(事務所内全業務のデジタル化・クラウドサービス活用やテレワークを可能にする体制づくり)の取り組み方法を早急に検討しなければならないものと考えております。

今回のリレー随想は、福島支部の高橋淳也さんです。宜しくお願いします。



「情報・一番」

社労士会セミナー



福島県社労士会総合相談所

所 長 白 岩 裕 和 (福島支部)

令和元年に多くの参加者からご好評をいただいた社労士会セミナーを、令和2年度も昨年12月4日(金)コラッセふくしま(福島市)において開催いたしました。新型コロナウイルス感染防止対策を万全にするべく、会場でのマスク着用、入場時の検温等を徹底しました。メイン会場の他、同施設内にライブビューイング会場を設け、さらにZoomによるライブ同時配信も行い、無事に開催することができました。事務局の方には昨年以上にご負担をおかけしましたが、このような対策の甲斐もあり、会場34名、Zoom受講22名の方々にご参加いただきました。

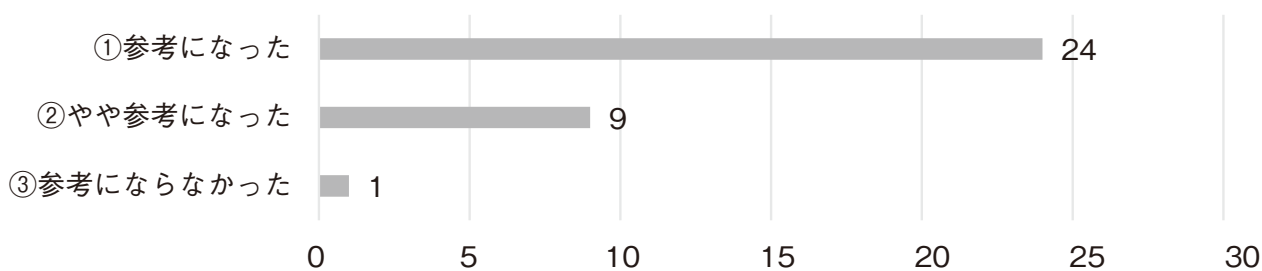
セミナー内容は「働き方改革セミナー ～多様な働き方の実現とは～ ①同一労働・同一賃金の実現 ②テレワーク導入等」についてで、福島働き方改革推進支援センター副センター長である郡山支部の田部良夫会員に2時間にわた

る講義をしていただきました。特に中小企業の経営者や総務担当者の方は、来年4月に差し迫った同一労働・同一賃金についての対応策や取組について、関心を寄せて受講されていました。どうしても同一労働・同一賃金については、企業としてどのように対応すればよいのか非常に分かりづらいとの声をよく聞きますが、今回のセミナーでは、待遇に関する説明方法や職務評価等について、多くの資料を用い、具体的に詳細な講義をしていただきました。

セミナー終了後、昨年引続き無料相談会を行い、同一労働・同一賃金への対応や社員がコロナに感染してしまった場合の対応等、5件の相談がありました。

開催後のアンケートでは、Zoomによるライブ配信について特段問題なく受講でき、移動時間がなくてよかったとの回答も寄せられました。今後のセミナー開催方法についても、オン

受講者アンケート結果「セミナーの内容について」回答数34名



ラインと会場の併用が良いとの回答が多く寄せられました。これらの貴重なご意見を参考にさせて頂き、アフターコロナにおけるセミナー開催方法をより工夫し、来年以降も社労士会セミナーが開催できれば何よりです。

Q. 役立った事、初めて知った事、学んだ事

- 均等・均衡待遇対象者の分け方から始まり、見える化が明瞭にできれば労使双方によいことだと思います。このチャートがネット等手に届きやすいところにあり、活用しやすいと、なおよりよくなるきっかけになるのでは…と感じます。
- 同一労働同一賃金に関して確認する項目やワークシートの例があり、わかりやすくとても参考になりました。
- 説明責任について実感しました。
- ワークシートの作成や職務評価の部分が参考になりました。
- 同一労働と同一賃金について。均等と均衡の考え方。今後の方向性について。
- より具体的な同一労働・同一賃金の内容を実施レベルで教えて頂き大変参考になりました。
- 職務評価の考え方、可視化。
- 同一労働同一賃金 テレワーク

- 会社のリスク管理の部分
- 説明書を使っておいた方がよい事
- 現状の待遇・処遇の中で明らかに不合理なのは、是正する必要がある。
- 必要な帳票のモデルが記載されている。
- 均等・均衡に対する違い（使い分け）を理解でき良かった。
- 社員の職務評価リストの作成。自己評価と会社評価の違いがわかれば社員への意識改革指導に役立つ。
- 事例を含めた説明であり、参考になりました。

Q. よく分からない点、もう少し聞きたかった点

- 具体的にどのようなスケジュールで対応しなければならぬか、何から始めるべきなのか、具体的な説明がほしかった。
- テレワーク（導入に向いていない職種のため）
- 説明書モデルの考え方
- テレワークを取り入れることがむずかしい
- 同一労働・同一賃金の考え方での均等・均衡待遇確保について
- 日本の国力と企業の現状についての分析についてもう少し詳しく聞きたいと思いました
- 正規、有期、パートの待遇格差是正について



セミナー風景



講師：田部良夫会員

白河支部の設立から解散までの道のり



白河支部長 高山 浩（白河支部）

白河支部は平成9年の白河社会保険事務所（当時名称）開設に伴い、福島県社会保険労務士会郡山支部から独立し、同年4月1日に発足いたしました。その後、24年間にわたり互いに協力し合いながら活動してきましたが、今年3月31日をもって支部会員の減少や高齢化に伴い、解散し郡山支部と合併することとなりました。

郡山支部との合併につきましては、平成17年白河支部総会にて郡山支部との合併を進めることを決議しました。しかしながら、弊支部からの働きかけが弱く審議するまでに至らず、15年近く経過してしまいました。令和2年5月に郡山支部との要望書を県会に提出し、この度合併するに至りました。これも、宍戸宏行会長、大原百合副会長（郡山支部長）、中目敏雄副会長（総務担当）を始めとする各理事の皆様や各会員のご支援・ご協力があったからだと思います。改めて白河支部会員を代表して感謝申し上げます。

それでは、白河支部設立から解散までの24年間の道のりを振り返ってみます。

〈平成9年4月から平成13年3月〉

支部長：田村 俊男

平成9年

4月 白河支部設立総会を開催しました。

資料1
設立総会の議案書



- 7月 雇用保険法にかかる助成金をテーマに、白河支部として初めて研修会を実施しました。
- 9月 郡山支部・白河支部合同役員会を開催しました（支部分離に伴う架台設立基金の分配について）。
- 10月 白河社会保険事務所落成式が開催され、福島県社労士会・橋本清人会長、渡辺勝善郡山支部長、田村俊男白河支部長が出席されました。
- 11月 白河社会保険事務所開所を祝う会に白河支部会員8名が出席しました。
- 12月 白河労働基準監督署において、白河支部研修会を実施しました。以降毎年、行政機関の協力を得て年に1～2回程度研修会を実施していました。

平成10年

- 2月 高齢者巡回相談会に相談員として、藤田、武田、緑川英作会員を派遣しました。
- 6月 白河市及び四士業懇親会に田村支部長、緑川利夫副支部長が出席しました。
- 8月 白河社会保険事務所算定基礎届の窓口支援を行いました。以降協力依頼があるまで毎年実施しました。
- 10月 白河労働基準監督署において、支部研修会を実施しました。
- 12月 白河労働基準監督署に社会保険労務士の窓口プレートを設置しました。

平成11年

- 3月 定時総会にて決算期間を1月1日から12月31日と改正しました。
- 7月 白河商工会議所に経営指導員の活動に

ついて申し入れを行いました。

平成12年

- 1月 白河労働基準監督署において、支部研修会を実施しました。
 - 3月 白河支部担当での県定時総会を開催、支部会員一致団結し無事終了しました。
 - 5月 高齢者巡回相談会に相談員として、武田、富永会員を派遣しました。
 - 12月 白河支部として初めて宿泊での研修会、忘年会を実施しました。
- 研修会後の忘年会ではカラオケを楽しみ、マイクをなかなか離さず絶唱する会員が続出したことが思い出されます。以降忘年会は毎年実施し、泊まりの忘年会は平成14年まで続けました。以下、忘年会記載は省略させていただきます。

この時期は、郡山支部長であった田村俊男氏が白河支部初代支部長に就任し、強力なリーダーシップを発揮され白河支部を引っ張ってくださりました。田村氏の理路整然とした説明と決断力に感服したものです。白河支部設立時に郡山支部からいただいた架台管理設立基金の15万円を白河支部としては、架台管理費という項目で保管していました。本来は何に使用しても良かったと思われますが、田村氏からの最重要申し送り事項であったため、今まで使用せず残してありました。合併時に郡山支部にそのままお返しすることになりますが、ここにも田村氏の非常に真っ直ぐで筋の通ったお人柄が表れております。

〈平成13年4月から平成17年3月〉

支部長：緑川 利夫

平成13年

- 7月 高齢者巡回相談会に相談員として、武田会員、藤田副支部長を派遣しました。
- 10月 白河公共職業安定所内で雇用保険適用

促進及び助成金の説明会を実施しました。

平成14年

- 2月 高齢者巡回相談会に相談員として、武田会員、高山を派遣しました。
- 2月 郡山支部主催研修会に白河支部として参加しました。
- 8月 白河公共職業安定所において、助成金手続等の研修会を実施しました。

平成15年

- 2月 電子化申請研修会をNTT白河で実施しました。
- 6月 FD申請研修会を社会保険事務局白河事務所で実施しました。
- 12月 労働基準法改正研修を実施しました。

平成16年

- 2月 社会保険事務局白河事務所にて健康保険証更新業務に協力（4日間）しました。
- 4、10月 初めて白河市役所において、無料相談会を開催し、市民に大好評でした。



資料2 福島民友 平成16年4月18日掲載

この時期は、電子化申請に向け、パソコンを使用した実務研修を模索していました。白河支部としてNTTのユーザー協会の会員になり、NTTのIT研修施設を無料で貸していただき、電子申請の構

想、社会保険FD申請、総務省の電子申請届出システムを学びました。少ない研修予算の中、会員の資質を向上しようと悪戦苦闘していました。

私は、この時期に支部長であった緑川利夫氏に、支部事務局担当としてお仕えしましたが、「胆大心小」ということを学びました。大胆でいて細かいところに気をくばる方でした。

〈平成17年4月から平成21年3月〉

支部長：藤田 昇

平成17年

6月 白河市役所において、無料相談会（武田、緑川利夫、富永会員）を開催しました。

10月 士業（社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）による無料相談会に相談員として、田村、小針会員を派遣しました。

平成18年

2月 白河支部電子化推進研修会をNTTのITステーション内で実施しました（参加者9名）。

3月 白河支部通常総会にて、郡山支部との合併について議案が提出され、時期は未定であるが賛成多数で議決されました。

9月 支部研修会（改正労災法他）及び懇親会を実施しました。

10月 士業（社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）による無料相談会に相談員として、武田、長倉会員を派遣しました。

この年の総会以降、白河支部の事業計画には、毎年「郡山支部との合併を検討していく」としていましたが、なかなか進展しませんでした。

平成19年

7月 年金無料相談会を開催しました。相談員として11名の会員が参加しました。



9月 支部研修会（労働時間、協定の留意事項、雇用保険法改正他）及び懇親会を実施しました。

10月 士業（社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）による無料相談会に相談員として、長倉、和久井会員を派遣しました。

平成20年

3月 後期高齢者医療制度研修を白河社会保険事務所で実施しました（参加者11名）。

10月 白河労働基準監督署・丸山所長をお招きし労働契約法・パート労働法等の研修を実施しました（参加者9名）。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として10名の会員が参加しました。



これ以降、白河支部独自で毎年11～12月にかけて相談会を開催するようになり、白河支部の定例行事となりました。相談会后、忘年会を開

催するので、会員の皆さんの参加率は非常に良好でした。

この時期に支部長であった藤田昇氏は、昨年8月に享年69歳でお亡くなりになりました。いつもタイムリーなアドバイスをしてくださり、とても誠実な方でした。社会保険労務士の他、剣道の高段位者として子供たちに教えたり、試合で審判員として活躍したりと長く活動をされておりました。お酒が好きで、親睦会では明るくにこやかに飲みになっておりました。謹んで心からご冥福をお祈り申し上げます。

〈平成21年4月から平成23年3月〉

支部長：緑川 英作

平成21年

- 9月 支部研修会（講師：白河労働基準監督署・泉川課長、白河公共職業安定所・那須指導官、和久井会員）及び懇親会を実施しました（参加者8名）。
- 11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として9名の会員が参加しました。



平成22年

- 9月 支部研修会（講師：白河公共職業安定所・安齋指導官、和久井会員、長倉会員）及び懇親会を実施しました（参加者10名）。
- 11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として9名の会員が参加

しました。

この時期は支部長、副支部長も世代交代の時期でした。緑川英作支部長のもと、安心できる支部運営でありました。緑川支部長は、温厚なお人柄で年代が近いこともあり何でも話やすく、兄貴的な存在でした。

〈平成23年4月から平成30年3月〉

支部長：武田 昌之

平成23年

- 4月 被災者用無料相談会（那須甲子少年自然の家）を開催しました（相談員：緑川英作会員、富永会員）。
- 5月 被災者用無料相談会（白河市役所、矢吹町公民館）を開催しました（相談員：長倉副支部長）。
- 5月 社労士会労働・年金相談、ほっとキャラバン（那須甲子少年自然の家）を開催しました。相談員として7名の会員が参加しました。
- 10月 支部研修会（講師：白河労働基準監督署・熊切署長、白河公共職業安定所・押田係長）を実施しました（参加者12名）。
- 11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として6名の会員が参加しました。

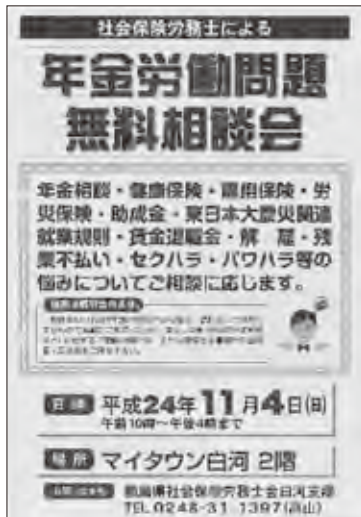


平成24年

- 9月 支部研修会（講師：白河労働基準監督

署・水野署長、白河公共職業安定所・押田係長)を実施しました(参加者10名)。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として5名の会員が参加しました。



資料3
広告宣伝物

平成25年

3月 支部総会において支部規約を改正し、事務委託費を月額5,000円から6,000円に引き上げました。また、支部長の再任ができるようにしました。その他慶弔見舞金規程を一部改正しました。

6月 支部担当として県定時総会を開催、支部会員一致団結し無事終了しました。

9月 支部研修会(講師:白河労働基準監督署・水野署長、白河公共職業安定所・小比田雇用指導官、押田係長、武田支部長)を実施しました(参加者10名)。終了後、懇親会を開催しました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として10名の会員が参加しました。

平成26年

1月 白河年金事務所による支部研修会を実施しました(参加者10名)。

9月 支部研修会(講師:白河労働基準監督署・水野署長、白河公共職業安定所・東海

林雇用指導官、菱沼係長、武田支部長、長倉副支部長)を実施しました(参加者10名)。終了後、懇親会を開催しました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として5名の会員が参加しました。

11月 復興支援事業無料相談会に真船会員を派遣しました。

平成27年

9月 支部研修会(講師:白河労働基準監督署・針生署長、郡山支部・久井会員、福島労働局・阿部氏)を実施しました(参加者9名)。終了後、懇親会を開催しました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として8名の会員が参加しました。

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として8名の会員が参加しました。



平成28年

6月 田村、長倉前会員の送別会を開催しました(参加者10名)。昔話で盛り上がりました。

6月 白河支部として熊本県へ義援金を福島民報社へ募金委託しました。

9月 支部研修会(講師:白河労働基準監督署・阿部署長、白河公共職業安定所・芦澤係長、武田支部長、真船会員、高山副支部長)を実施しました(参加者

7名)。終了後、懇親会を開催しました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として3名の会員が参加しました。

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として8名の会員が参加しました。

平成29年

4月 支部総会において、通信費相当分として事務委託費を500円値上げし月額6,500円にしました。

9月 支部研修会（講師：福島労働局・針生監理官、白河労働基準監督署・塩原署長、白河公共職業安定所・芦澤係長、白河年金事務所・中村氏、武田支部長、真船副支部長）を実施しました（参加者6名）。



終了後、懇親会を開催しました。

10月 白河市との災害協定を締結し、武田支部長、真船副支部長が立ち会いました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として3名の会員が参加しました。

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として8名の会員が参加しました。

平成30年

9月 支部研修会（講師：白河労働基準監督署・宍戸署長、白河公共職業安定所：秋元雇用指導官、東城係長、白河年金事

務所・遠藤氏、武田支部長、真船副支部長、小林会員）を実施しました（参加者6名）。終了後、懇親会を開催しました。

11月 白河支部として西日本豪雨義援金を福島民報社へ募金委託しました。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として5名の会員が参加しました。

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として9名の会員が参加しました。

この時期支部長であった武田前支部長には、本人のご厚意に甘えてしまい、8年もの長い期間に渡り支部長を務めていただきました。改めて感謝申し上げます。

支部長に選出された同時期に東日本大震災があり、そんな中でも相談会やほっとキャラバンの実施などに力を注いでいただきました。また、余談ですが武田前支部長からは、蔵元に直々に委託製造された日本酒をご提供いただき、その味が格別でありました。

〈平成31年4月から令和3年3月〉

支部長：高山 浩

平成31年（令和元年）

3月 働き方改革研修及び支部総会を同時に開催しました。

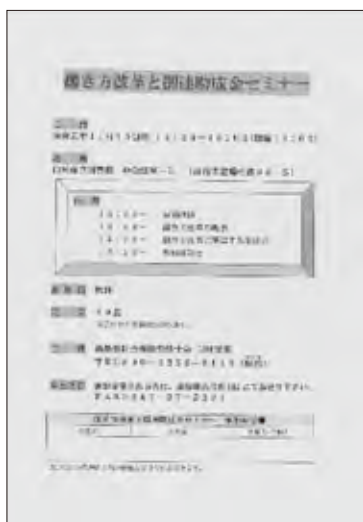
支部総会では会員から郡山支部との合併についての考え方を質問されました。会員からは早く支部合併を実現して欲しいという意思が感じられました。

6月 支部担当として県定時総会を開催、支部会員一致団結し無事終了しました。

9月 支部研修会（講師：白河労働基準監督署・宍戸署長、白河公共職業安定所・武藤雇用指導官、東城係長、白河年金

事務所・遠藤氏、目黒氏）を実施しました（参加者8名）。終了後、懇親会を開催しました。

11月 初めての試みとして企業向けセミナーを「働き方改革と関連助成金」というテーマで開催し、24社の事業者が参加されました。セミナー修了後、無料相談会を開催するとともに支部会員の名簿を配布し、社会保険労務士のPRを行いました。



資料4
広告宣伝物



セミナー 講師：小林健作会員



セミナー 講師：蛭田邦栄会員

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として8名の会員が参加しました。



相談会後の忘年会にて

令和2年

5月 支部総会が新型コロナウイルス感染症の影響で2回延期になり、5月開催となってしまいました。支部予算削減のため、これまで無料の会場を使用していましたが、確実に総会を開催できるように、初めて有料でホテルの会場を借りました。小支部ならではの問題発生でした。総会では、郡山支部との合併に対する要望書を提出することが決議されました。総会終了後、5月12日に県会に郡山支部との合併に関する要望書を提出しました。

9月 支部研修会（講師：白河労働基準監督署・田村署長）を「最新労働関連改正、ウィズコロナ時代の労務管理と安全配慮義務、パワハラ防止法制への実務対応」のテーマにて実施しました（参加



者10名)。

11月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として5名の会員が参加しました。

12月 年金・労働問題無料相談会を開催しました。相談員として10名の会員が参加しました。



昨年は、白河支部最後の無料相談会を11月15日と12月13日に開催しました。最後なので宣伝に力を入れた結果、それぞれ7組、6組と例年よりも多くの相談者の来訪がありました。相談者の方の中には、本宮市や郡山市など遠方からいらっしゃった方がいたり、大好評で終了しました。支部会員の皆さん、ご協力ありがとうございました(コロナ禍のため、恒例の暑気払いや忘年会が出来ず残念でした。収束したら、懇親の場を設けたいと思います)。

最後に今年3月に白河支部は解散しますが、結成以来24年間、白河支部を支えていただいた各行政機関の方々、福島県社会保険労務士会役員・会員及び事務局の皆様にご心より感謝申し上げます。今後は郡山支部と合併いたしますが、引き続き白河労働基準監督署、白河年金事務所及び白河公共職業安定所様とは支障がないように協力し合いながら進めていく考えですので、今後ともよろしくお願い致します。

(令和3年1月吉日)



春の小峰城 (小針会員撮影)



南湖公園と那須連峰
(小針会員撮影)

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. 衛 藤 哲 司

2. 田村市船引町東部台三丁目43

3. 令和2年10月15日

4. 開業

5. えとう社会保険労務士
事務所

6. 行政書士 1級ファイナンシャル・プラン
ニング技能士

7. ゴルフ スポーツ観戦

8. きっかけは、39歳の時、急性心筋梗塞を発症した時でした。「死ぬかも」と感じたことで、若い頃、社会保険労務士の資格に憧れ、2年続けて1点届かなかったことを思い出し、「悔いのない人生を」と10数年ぶりの再挑戦で合格することができました。今後、一般の会社に勤めた経験や15年以上の個人事業主としての経験を生かし、気軽に相談に乗れる地域のスマイルパートナーとしてさまざまな業務をしていきたいと考えております。



1. 神 田 広 美

2. 伊達市保原町字実町18

3. 令和2年11月1日

4. 開業

5. 神田広美社会保険労務士
事務所

6. 税理士

7. 読書、旅行、展覧会巡り、仏像鑑賞

8. 伊達市で開業しておりますが、郡山市出身です。福島大学経済学部を卒業後、税理士業界に十数年身を置いております。社労士業務の実務経験がないため不安もありますが、税務・労務の専門家として少しでもお役に立てるよう、研鑽を積んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



1. 菅 家 惣一郎
2. 郡山市島 2 - 10 - 21
3. 令和 2 年 12 月 1 日
4. 開業
5. 菅家社会保険労務士事務所

6. 公認会計士、税理士
7. 自転車

8. 自分の周りで社労士の勉強を始めた人が何人かいたので、自分もチャレンジしてみました。労働法規や社会保険を勉強してみると、今の業務にとっても関連があり、業務のレベルアップをしたいと感じています。また、働く人が、幸せな社会になることに役に立てればいいなと思っております。



1. 猪 狩 美保子
2. いわき市錦町四反田30
3. 令和 2 年 12 月 1 日
4. 勤務
5. 株式会社クレハ環境
7. 旅行、読書、パン屋巡り

8. いわき市に所在する株式会社クレハ環境で人事業務をしております。これまで主に労務管理や採用業務に携わってきましたが、社会保険などについても知識の幅を広げ、人の役に立ちたいと思い取得しました。経験も浅く、知識もまだまだ未熟ではありますが、これから経験を積み、精進していく所存です。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



1. 久 野 昌 美
2. 福島市大森字
日ノ下56- 1 - B 201
3. 令和 3 年 1 月 1 日
4. 勤務
5. 福島保護観察所

6. 診療報酬請求事務能力認定試験合格 (2018年度)

7. 鉄道 (乗り鉄・撮り鉄)

8. 少子高齢化が急速に進んでおり、社会保険その他広い意味での福祉として社会貢献できる資格だと思います。現在は公務員ですが、将来的には開業したいと考えています。よろしくお願いします。

支 部 だ よ り

福島支部

9月25日 臨時幹事会（福島市市民会館）

- ①令和2年度福島支部事業について
- ②基金創設について

12月14日

「令和2年度福島支部事業に関する中間報告」

※12月11日開催予定だった第3回幹事会について、福島市内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、幹事の心身の負担を考慮し、開催しないこととした。後日、議題については「令和2年度福島支部事業に関する中間報告」と題し、幹事会メンバーリストを利用し報告することとした。

〈報告内容〉

- ①当年度予算執行状況の報告
- ②総会の日程等について
- ③今後の研修会の運営方法についての報告・確認
- ④本年度事業（書籍購入）に関する進捗状況の確認

【令和2年度支部活動状況】

社会保険・労働諸法令に関する唯一の国家資格者としての資質をさらに向上すべく、福島支部では毎年3回の研修会を実施していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度内の研修会の開催は見送ることになった。

また、例年開催されていた県北士業協議会の「無料相談会」、「情報交換会」などのイベントも中止となっており、他士業との交流の機会も減少している状況である。

幹事会において、今年度の事業として書籍頒布を実施することに決定し、2月末から3月中に会員に発送予定である。購入書籍は『労働基準法解釈総覧』の最新版であり、会員が日々携わる実務の一助になれば幸いである。

研修会は、同じ社会保険労務士、同じ仲間が集まり聴講し、意見交換をする場としての役割もあったため、お互いに顔を合わせる機会がなくなってしまったことは大変残念である。幹事会においても、今後の研修会の在り方は議論的であり、様々な意見が出ている。

新型コロナ禍においては、これまで通り会員の皆様に対しいかに実務に必要な情報を届けられるかを考えなければならない一方で、幹事の心身の負担も考慮しつつ事業を進めていく必要がある。

会員の皆様には引き続きご理解ご協力いただき、有意義な事業執行ができればと考えている。

郡山支部

11月9日 第3回支部役員会（郡山市労働福祉会館） 出席者10名

- ・令和2年度 中間決算の件
- ・令和2年度 五士業合同無料相談会の件
- ※今年度はコロナのため中止
- ・その他（県会理事会報告等）

12月25日 第2回広報委員会 出席者3名

※今年度は新型コロナウイルスの影響により、支部研修会は開催できませんでした。

会津支部

- 9月23日 第3回社会保険労務士無料相談会
(会津稽古堂)
協力会員 真船 茂、吉田 守
相談件数 1件(障害による労務不能時の
公的制度について)
- 10月13日 第1回支部役員会(アドリア北出丸
カフェ) 出席7名
- 11月24日 第4回社会保険労務士無料相談会
(会津稽古堂)
協力会員 瀬田友裕、渡部翔太
相談件数 2件(傷病手当金について、障
害厚生年金について)

◎支部行事の今後の予定

- 1月26日 第5回社会保険労務士無料相談会
(会津稽古堂)
協力予定会員 瀬田友裕、庄司義信
- 2月19日 会津支部会員による意見交換会(仮題)
(会津若松ワシントンホテル)
※コロナ禍で、社労士同士の交流も減少し
ているため、情報、意見を交換する場と
して開催(ただし、新型コロナウイルス
感染者の発生状況により延期または中止
の可能性有)
- 2月19日 第2回支部役員会(会津若松ワシ
ントンホテル)
- 3月23日 第6回社会保険労務士無料相談会
(会津稽古堂)
協力予定会員 菅沼恒博、吉田 守

いわき支部

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、支部行事は大幅に制限され、例年実施しておりましたいわき五士業合同相談会は中止となりました。また主な行事である研修会においてはウイルス感染予防対策をとったう

えで福島産業保健総合支援センターより労働衛生の専門家を講師に招き、12月に第1回支部研修会を実施しました。専門的かつ実践的な講義内容でたいへん参考となりました。また会員の皆さまとも近況報告や情報交換ができました。

10月16日 第2回幹事会(いわき市労働福祉会館) 出席幹事7名

12月18日 第3回幹事会(グランパークホテルパネックスいわき) 出席幹事6名

12月18日 第1回支部研修会(グランパークホテルパネックスいわき) 出席13名

1. 改正健康増進法について

講師: 産業保健相談員 落合 幸弘 氏
(落合労働安全衛生コンサルタント事務所)

2. 労働安全衛生法による快適な職場環境の形成について

講師: 産業保健相談員 平子 光基 氏
(元厚生労働省福島労働局 労働衛生専門官)



研修会風景

1月 令和3年新春市民交歓会 中止

1月6日 いわき民報新聞 年賀広告掲載

【今後の予定】

3月18日 第2回支部研修会(いわき産業創造館)

1. Zoomの使い方について

講師: 牧野 祐一 会員

2. パワハラ防止法 概要と必要な措置について

講師: 飯高 昌男 会員

3月 第4回幹事会

4月 令和3年度 支部定時総会

【通年開催中】

いわき市 無料 労働・年金相談所 毎月第

3火曜日（市役所ふるさと再生課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

相馬支部では、震災以降、他士業との協力により相馬市で開催する「相馬市無料困りごと相談事業」へ会員から相談員を派遣し、原則として毎週木曜日、相馬市役所にて相談を実施しています。相談日は以下のとおりです。

9月	3日、10日、17日、24日
10月	1日、8日、15日、22日、29日
11月	5日、12日、19日、26日
12月	3日、10日、17日、24日
1月	7日、14日、21日、28日
2月	4日、18日、25日
3月	4日、11日、18日、25日

新型コロナウイルス感染症から、会員、ご家族、職員の方々の健康を守るため、多人数による飲食を伴う会合の開催は慎むべきと判断し、秋季の支部会および新年会は、残念ながら中止となりました。

白河支部

コロナウイルス感染対策として例年より広い会場で間隔を空け、マスクを着用して研修会を実施しました。予定していた休憩を取らないほどの熱心な講演で有意義な研修となりました。

10月22日 白河支部研修会（マイタウン白河）
受講者10名

「最新の労働関連法改正について、ウィズ



コロナ時代の労務管理と安全配慮義務、パワハラ防止法制への実務対応」

講師 白河労働基準監督署長 田村美登理氏

白河支部では地域への貢献活動として下記の通り労働問題・年金関係無料相談会を実施いたしました。

例年より多くの相談がありましたが、会員が真摯に相談に応じました。

11月15日 第1回無料相談会（白河市立図書館）

参加会員6名

相談件数 7件

- ・労災保険の後遺障害について
- ・求人票と入社後の雇用条件の違いについて
- ・親族の年金記録照会への年金事務所の回答について
- ・年金の所得税と年金の繰り下げ受給について
- ・遺族年金について
- ・社会保険未加入と給与未払いについて
- ・勤務態度に問題がある社員の対応について



12月13日 第2回無料相談会（白河市立図書館）

参加会員10名

相談件数 6件

- ・年金の請求手続きと受給開始時期について
- ・遺族年金と行政等の相談対応について
- ・職場のパワハラと退職日について
- ・遺族年金について
- ・震災関連の補助金と障害者であることので会社への報告について
- ・解雇と自己都合退職の相違について

●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(R3. 2. 1現在)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 分	入会月日
え とう 藤 哲 司	えとう社会保険労務士事務所	田村市船引町東部台三丁目43番地	0247-82-4636 0247-82-4636	郡 山 業 開	2. 10. 15
かん だ ひろ み 神 田 広 美	神田広美社会保険労務士事務所	伊達市保原町字実町18番地	024-575-3350 024-575-1010	福 島 業 開	2. 11. 1
きく ち わたる 菊 池 亘	社会保険労務士・社会福祉士 事務所 応縁～O-EN～	白河市東小丸山52-6	090-7935-2399	白 河 業 開	2. 11. 1
かべ す みち や 壁 巢 倫 弥	有限会社サポート・ワン	郡山市大槻町字林ノ北25-2	024-922-8520 024-922-8524	郡 山 業 勤	2. 12. 1
かん け そういちろう 菅 家 惣一郎	菅家社会保険労務士事務所	郡山市鶴見坦3丁目5番8号	024-932-0829	郡 山 業 開	2. 12. 1
い がり み ほ こ 猪 狩 美保子	株式会社クレハ環境	いわき市錦町四反田30	0246-63-1231 0246-63-1232	い わ き 勤	2. 12. 1
しょう じ なつこ 庄 司 奈津子				福 島 その他	2. 12. 1
ひさ の まさ み 久 野 昌 美	福島保護観察所	福島市狐塚17	024-534-2246 024-525-2182	福 島 業 勤	3. 1. 1
さ く ま と も あき 佐 久 間 智 明				福 島 その他	3. 1. 1
あ づ ま ひろ みち 我 妻 弘 道	我妻社会保険労務士事務所	石川郡古殿町大字竹貫字千足26-2	0247-53-3482	郡 山 業 開	3. 1. 15
ゆ り あ さ こ 由 利 亜佐子	由利社会保険労務士事務所	郡山市喜久田町字赤沼向7-15	024-951-7017 024-951-7017	郡 山 業 開	3. 2. 1
社会保険労務士法人ケーネット 郡山事務所		郡山市大槻町字影反田16番地の5	024-907-0705	郡 法 山 人	2. 11. 4

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区分	退会月日
藤 田 昇	藤田社会保険労務士事務所	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野62-9	開 業	2. 8. 26
橋 場 秀 雄	橋場経営労務総合事務所	郡山市富田町字大十内84-3	開 業	2. 9. 30
佐 藤 公 子	佐藤公子社会保険労務士事務所	郡山市富久山町福原字町裏72-1	開 業	2. 12. 31
渡 部 稔	会津若松中小企業労務協会	会津若松市材木町2-6-40	開 業	2. 12. 23

3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
二 瓶 優 子	事務所FAX番号	FAX 0242-23-9559	2. 8. 1
板 橋 奎一郎	事務所FAX番号	FAX 0242-93-8008	2. 9. 5
源 間 透 雄	勤務先所在地	郡山市緑町15番10号	2. 9. 26
山 口 江 美	勤務先所在地	郡山市緑町15番10号	2. 9. 26
菊 地 富二夫	事務所所在地	郡山市緑町15番10号	2. 9. 26

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
田 中 竜 夫	事務所FAX番号	FAX 024-935-5597	2. 10. 20
大 原 孝 史	事務所名称・所在地	社会保険労務士法人ケーネット 郡山事務所 郡山市大槻町字影反田16番地の5	2. 11. 4
今 野 明	事務所所在地	南相馬市原町区錦町一丁目131番地	2. 12. 1
鈴 木 慎太郎	事務所所在地	南相馬市原町区錦町一丁目131番地	2. 12. 1
長 岡 聡	区分変更（法人の社員→開業）	長岡社会保険労務士事務所 郡山市八山田西3丁目216 TEL 024-932-0622 FAX 024-953-5400	2. 12. 21
社会保険労務士 法人トラスト	社員の減少	代表社員 赤坂利彦	2. 12. 21
三 瓶 正	事務所所在地	郡山市開成五丁目2番21号	2. 12. 23
菊 池 亘	付記	特定社会保険労務士	3. 2. 1

4. 会員の現況

	福 島	郡 山	会 津	いわき	相 馬	白 河	合 計
開 業 (法人社員含む)	72	100	36	54	16	10	288
勤 務 等	18	13	7	11	1	3	53
計	90	113	43	65	17	13	341
法 人	4	10	0	3	2	1	20

計 報

令和2年8月26日 逝去 白河支部 藤田 昇 会員（開業）

経歴 昭和51年～58年 入会

昭和62年2月 再入会

平成15年6月～17年6月 理事

平成17年6月～21年6月 常任理事、白河支部長

表彰 社労士制度15周年、30周年、50周年 永年会員表彰

社労士制度40周年 功労者表彰

令和2年12月23日 逝去 会津支部 渡 部 稔 会員（開業）

経歴 昭和50年 入会

表彰 社労士制度15周年、30周年、40周年、50周年 永年会員表彰

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

編 集 後 記

寒い日が続きますが皆様いかがお過ごしでしょうか。朝の気温が低く、布団の中から離れがたい季節ですが、日々気持ちを引き締めて前向きに仕事に取り組みたいと思います。

(A. M)

「昭和」の“ナウい”という言葉はとっくの昔に古臭くなり、時代は、「平成」そして「令和」と遷り変りました。

今や買い物は“キャッシュレス”が当たり前のようになり、マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります。

今の時代、紙とハンコの様式はレトロなのかもしれませんね。

(H. S)

節分も立春も過ぎ暦の上ではもう春ですが、今年の冬は寒い日も多くまだまだ雪も降りそうな感じで実際に春を感じられるのはまだまだ先になりそうです。昨シーズンは一度もなかった雪かきも今年はすでに10回近くしていますし私は雪に親しんでいます。会員の皆様も雪かきやコロナ対応で大変でしょうが、冬来たりならば春遠からじという言葉があります。春の暖かな日差しの訪れはもうすぐです。

(S. M)

コロナ、マスク、大雪、寒波、引き続き自粛の日々。早くふつうの生活に戻りますように。今年もコツコツ頑張ります。

(Y. O)

新型コロナの感染者が、世界で1億人を越えたとのことで、ざっと77人に1人の割合で感染したことに。

東日本大震災と原発事故に加え、よもや大疫病も経験するという、とんでもない時代と場所に生きている同志として、みんなで明るく前向きに参りたいものですね。

(M.Y)

コロナウイルスの蔓延下、会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。最近、新規相談も増えましたが段取りのしくじりで顧問契約逃がしました。調子こいてズーム使って面談しようとしたのですが、接続が上手くいかず、失敗しました。初手をしくじると大抵上手くまとまらないケースが自分が多いです。もどかしい日々が続いています。新しい時代に順応するため四苦八苦です。ネット顧問とかどうなのでしょう。「スポット社労士くん」がぐんぐん伸びてみたいですね。今更ですが、ご存じ無かった方は是非検索してみてください。何か得るものがあるかもです。

(S. E)

会報 社労士ふくしま No115

令和3年2月15日発行

発 行 所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会 長 宍 戸 宏 行

編 集 広 報 委 員 会

印 刷 所 陽光社印刷株式会社

Shalom

社労士業務支援システムのスタンダード
あなたのオフィスへ、革新的な効率をご提供
社労士業務のDX推進を応援します



ユーザー様へ:社労士業務のDX化を実現する新社労夢(V5)への移行をお願い致します。詳しくはお問い合わせください。

社労夢ならデジタル化社会への対応が間に合います。

使いやすさとお手頃価格を実現した「社労夢ライトプラン」で準備をお進めください。

初期費用無料キャンペーン中
※2021年3月12日まで

1LCご利用限定廉価版 月額 **10,500円** 初期費用 **50,000円** (各税別)



メールマガジンのご登録はこちら！

<https://www.mks.jp/shalom/mailmagazine/>

詳細はお問い合わせください
(東京オフィス)

☎ **03-6691-4000**

東京オフィス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラ プレステージタワー 18F

MKS 株式会社 エムケイシステム

ろむ in One

各保険手続き・給与計算・事務組合・電子申請まで。
他の追従を許さない、圧倒的コストパフォーマンス!!

無料の体験版をご用意!!
ぜひお試しください!!

「電子申請API」
「マイナンバー」
対応

株式会社クリックス **Click's Corporation**

〒143-0015 東京都大田区大森西 3-31-8 ロジェ田中ビル6F

カンタン一括
電子申請OK!!

クリックス

検索

TEL:03-5753-1571

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873 受付:平日9:30~17:30)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社



2020年1月作成 19-TC06306

社労士が抱える
その問題を
イージア・ゼロが
解決!

顧問先から直接データを取得して 電子申請をラクラク・スマートに!



WEB明細機能で
ペーパーレスを実現!

年末調整も企業の社員が
直接入力でラクラク♪

社労士側で企業の
業務権限の設定OK!

信頼のクラウドソフト

社労法務クラウド

- ▶ 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスタで運用
- ▶ イージア・ゼロで収集した情報をワンクリックで同期可能



電子申請を高速自動化

イージア・ゼロ

- ▶ 個人情報はクライアントが直接入力するので時短・便利
- ▶ 申請はすべて自動更新/申請状況をメールでお知らせ
- ▶ 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て...とお気軽にご連絡ください!

土・日・祝・当社指定の休業日(年末年始・夏季休業)を除く平日9:30~17:00

✉ sales@shalf.jp

販売元



TEL.050-6864-6636

■本社/〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30 カールII 1F
■商品開発事業部/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL <https://www.shalf.jp/>

イージア・ゼロ 検索

スマホからも
ご覧頂けます



社会保険労務士
サポートシステム

PSD社会保険労務士

電子申請 API 対応
マイナポータル API 対応予定

『e-Gov 電子申請 API』は e-Gov の操作なし。ソフトの操作で完結できます!
—★健康保険組合へ電子申請ができるようになる「マイナポータル API」対応予定★—

<ご使用の給与ソフト>

- 給与奉行
- OPCA給与
- 給与大臣
- OMJSLINK
- 弥生給与
- 給与KID
- 給料王

データ連動

社員マスタ
給与データ
賞与データ



<PSD 社会保険>



<申請書作成>



<電子申請 API>

<印字>

個人番号
の利用を
自動記録

API
対応

e - Gov 電子申請 API に対応し、電子申請がより便利になりました。
一括送信の他、申請後の進捗確認～公文書ダウンロードまでがソフトの操作で可能です。

資料請求・お問い合わせはお気軽にどうぞ



株式会社パシフィックシステム

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-8 麻布保坂ビル TEL03 (5572) 6700 FAX03 (5572) 6701

<http://www.psd-soft.com/sr>

<個人番号 取扱い記録>

個人番号	取得日時	取得場所	取得方法	取得状況
12345678901234567890	2021/01/01 10:00	東京都港区	e-Gov	成功
98765432109876543210	2021/01/01 10:05	東京都港区	e-Gov	成功
01234567890123456789	2021/01/01 10:10	東京都港区	e-Gov	成功
11111111111111111111	2021/01/01 10:15	東京都港区	e-Gov	成功
22222222222222222222	2021/01/01 10:20	東京都港区	e-Gov	成功
33333333333333333333	2021/01/01 10:25	東京都港区	e-Gov	成功
44444444444444444444	2021/01/01 10:30	東京都港区	e-Gov	成功
55555555555555555555	2021/01/01 10:35	東京都港区	e-Gov	成功
66666666666666666666	2021/01/01 10:40	東京都港区	e-Gov	成功
77777777777777777777	2021/01/01 10:45	東京都港区	e-Gov	成功
88888888888888888888	2021/01/01 10:50	東京都港区	e-Gov	成功
99999999999999999999	2021/01/01 10:55	東京都港区	e-Gov	成功

陽光社は
未来につながる
エコ活動に
取り組んでいます



New Qualityの世界へ

YOKOSHA

陽光社印刷株式会社

本社／福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1

TEL024-553-4600

FAX024-554-4420

郡山連絡所／TEL・FAX 024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

陽光社公式SNS
QRコード▶



10190130(08)



エコアクション21
®環境省
認証番号0000015

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士
賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2020年度募集要項

- 保険期間
2020年12月1日午後4時～2021年12月1日午後4時
- 中途加入について（毎月中途加入可）
毎月25日必着※、翌月1日補償開始
※25日が土日・祝日の場合、前営業日必着
※11月1日加入のみ10月8日必着
- ご加入手続
パンフレット、加入依頼書をお送りいたしますので、ご所属の都道府県会事務局または取扱代理店までご請求ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館10階
☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

本年よりサイバーリスク保険（特約）を新発売しました。詳しくはパンフレットで

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>
社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

2020年10月作成 20-T03204

報酬口座振替システム

社労士報酬専用商品なので使い勝手が良く、ご利用料金も割安です！

報酬口座振替システム
のご案内



報酬口座振替システム
利用開始までの流れ





社労士事務所向け

システムの特長は
こちらの動画を
ご覧ください！

ナビゲーター さくら

ご利用料金は次のとおりです。※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。(消費税は別途必要)

項 目	単 位	ご 利 用 料 金	請求件数	料 金
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき	2,000円	10件	3,100円
委託手数料	請求1件につき	110円	30件	5,300円
振替金送金手数料 (日本システム収納 から貴事務所あて)	—	無料	50件	7,500円



顧問先さまのご負担を軽減

顧問先さまの現金・小切手の準備、
振込手数料・手間が省けます。

報酬額に対する 源泉税額・消費税額の 自動計算機能を搭載

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも
対応可能です。

振替金は振替日の
5営業日後に送金

初期導入費用は0円

請求1件からご利用可能です

「口座振替ご案内ハガキ(※)」を『請求書』としてご利用いただけます！

- 「適用税率(10%・8%) 別対象金額」とこれに係る「消費税額」を表示
- 令和5年10月に導入の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」にも対応！
- ※オプションサービス⇒ 1枚につき『78円』<15円(税別) + 郵券代(ハガキ料金)>

これは
便利♪

- 当システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした『関係法人用一般Eタイプ』のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「労働保険事務組合・給料計算・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円 + 請求1口座につき 110円】

「利用のお申込み」「資料の閲覧・ご請求」
「ご利用料金試算」は、日本システム収納(NSS)
のホームページから簡単にできます。

日本システム収納 社労士

検索

【報酬制度・紹介制度】

Wダブル
キャンペーン！

実施期間

2020年4月
～2021年3月

※キャンペーン詳細は、「月刊社労士 2020/4月号」広告をご覧ください

〔制度運営者〕 全国社会保険労務士会連合会共済会

お問合せ先
〔委託先会社〕 **NSS** 日本システム収納株式会社

大同生命グループ

《フリーダイヤル》(平日 9:00～17:00)



0120-700-676

年金や、職場での困りごとでお悩みの労働者、事業主の方へ

相談は無料です

社会保険労務士へご相談ください

～こんなお悩み・トラブルをかかえていませんか？～

年金

- ◆請求の手続きがわからない。
(老齢年金・遺族年金・障害年金)
- ◆将来どのくらい年金がもらえるのか知りたい。
- ◆年金の加入記録を知りたい。



労働

- ◆解雇・残業代不払い・賃下げ
- ◆メンタル不全(うつ等)
- ◆雇止め・労働者派遣
- ◆セクハラ・パワハラ等のハラスメント
- ◆労働災害・通勤災害
- ◆医療機関や建設業など事業所における労務管理や職場環境の改善



社会保険労務士が解決のお手伝いをいたします！

相談日

日時：毎週水曜日 13:00～17:00

場所：福島県社会保険労務士会

- ・予約優先制(事前に下記あて電話・FAX またはホームページ上で申込をしてください)
- ・面談、電話によりご相談をお受けします。

相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください!!

福島県社労士会総合相談所

申込先

【電話】024-526-2270 (9:00～17:00 土日祝日を除く) 【FAX】024-534-5432 (24 時間受付)
【ホームページ】<http://fukushima-sr.jp>

検索 福島県社会保険労務士会 でクリック

併
設

社労士会労働紛争
解決センター福島

個人の労働者と事業主との間の労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易・迅速・公平・低廉に解決(和解の仲介)をします。
*法務大臣認証第 49 号 *厚生労働大臣指定第 15 号

日時：月曜日～金曜日

9:30～17:00

【受付・お問合せ先】

TEL:024-535-4430



福島県社会保険労務士会

〒960-8252 福島市御山字三本松 19-3 第2信夫プラザ2F

TEL:024-535-4430 FAX:024-534-5432 <http://fukushima-sr.jp>

「街角の年金相談センター福島」のご案内

手続きができます

- ◎年金の請求手続きをしたい
- ◎振込口座の変更をしたい
- ◎親が亡くなった時の手続きをしたい

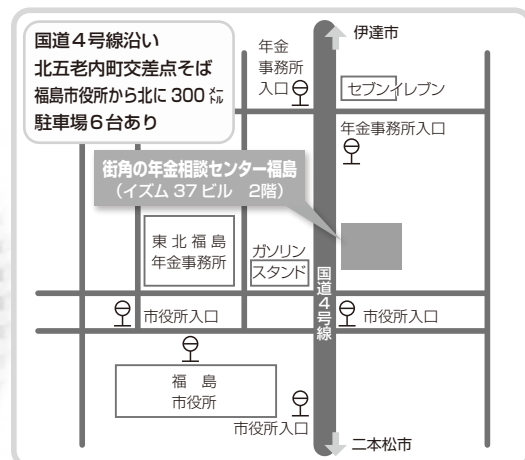
ご相談下さい

- ◎私は何歳からもらえるの？
- ◎私はいくらもらえるの？
- ◎働きながらもらえるの？

●受付時間

平 日	土・日・祝日、振替休日、 年末年始（12／29～1／3）を除く	午前 8：30～午後 5：15
毎週月曜日（休日の場合は翌日）は時間延長		午後 5：15～午後 7：00

●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町 7-5 i.s.M37ビル 2 階



●電 話 024-531-3838 (予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします)

※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6631-7521

※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

中小・小規模事業者の皆さま 働き方改革の取組みを支援します

改正法施行の対応、準備はできていますか



福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント等労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所相談も受け付けています

福島働き方改革推進支援センター

（福島県社会保険労務士会）

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-taigukaizen@blue.ocn.ne.jp



厚生労働省福島労働局委託事業